

# 医療的ケア児の保育所受入れガイドライン

令和4年（2022年）4月

宇部市

## < 目 次 >

1	基本的事項	
(1)	ガイドラインの目的	1
(2)	受入れの要件	1
(3)	医療的ケアの内容	1
(4)	対象年齢	1
(5)	受入れ体制	1
2	医療的ケア児の入園までの手続き	
	医療的ケア児の入園までの流れ	2
(1)	入園相談	4
(2)	医療的ケアの申込、面談	4
(3)	受入れ可能性についての検討	4
(4)	入園申込	4
(5)	利用調整	4
(6)	確認書類の作成	5
(7)	主治医面談	5
(8)	保育所利用開始	5
(9)	保育所や医療的ケア児、保護者等に対するフォローアップ	5
3	医療的ケア児の入園後の継続等について	
(1)	医療的ケアの継続審査について	5
(2)	受入後における医療的ケアの内容変更について	5
4	実施保育所での受け入れについて	
(1)	医療的ケアの実施者について	6
(2)	医療的ケアの安全実施体制について	6
(3)	緊急時の対応	7
(4)	職員の研修	7
5	保護者の了承事項	
(1)	医療的ケアについて	7
(2)	ならし期間	7
(3)	体調管理及び保育の利用中止等	8
(4)	緊急時及び災害時の対応等	8
(5)	情報の共有等	8
(6)	その他	9

## 1 基本的事項

### (1) ガイドラインの目的

医療的ケアが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援体制を充実させることが求められています。

本市では、医療的ケア児の家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受け入れを行うことを目的として、ガイドラインを定めます。

### (2) 受入れの要件

受入れには、次の①～③の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ①保護者の就労等の理由により、保育所で保育を行うことが必要であると認められること。
- ②保育所における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- ③保育所における受入れ体制が整えられていること。

### (3) 医療的ケアの内容

「導尿」、「経管栄養」及び「喀痰（かくたん）吸引」の3行為の実施を基本とします。

#### ①導尿

排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿する。

#### ②経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、栄養剤などを注入する。

#### ③喀痰吸引

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な場合に、吸引器によりたんを吸引する。

### (4) 対象年齢

3歳児クラス以上を基本とします。

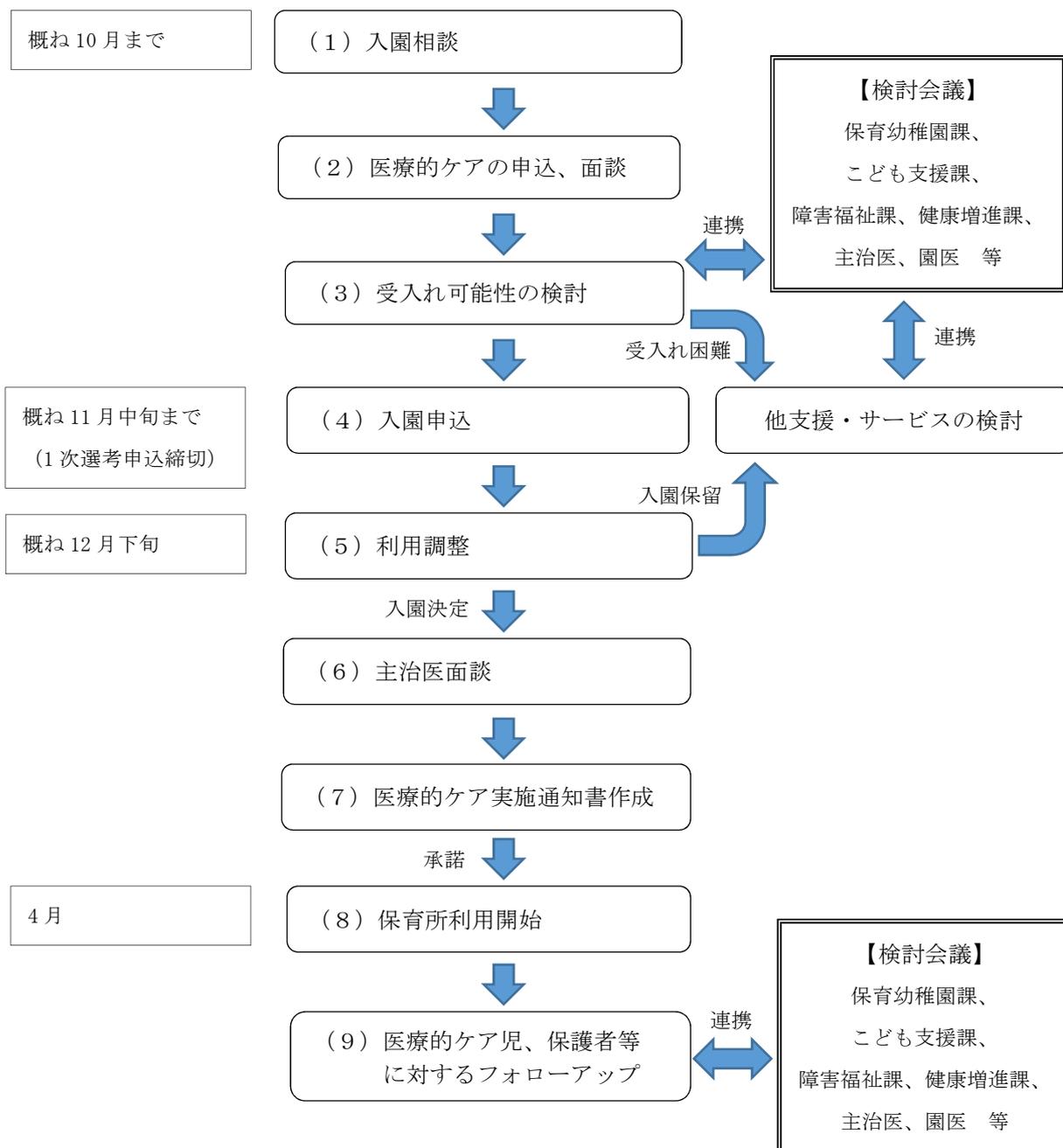
### (5) 受入れ体制

- ①受入れ時期は、4月1日入園を基本とします。
- ②実施保育所は、宇部市立神原保育園とします。
- ③医療的ケアを実施できる日及び時間は、開園日（月～土曜日）の9時00分～17時00分（7時間00分）の範囲とします。

## 2 医療的ケア児の入園までの手続き

医療的ケア児の入園までの手続きは、次のとおりとします。

### ■医療的ケア児の入園までの流れ（4月入園の場合）



手続き	主治医	保護者	市（実施保育所）	検討会議
(1) 入園相談		①入園相談	→ ← ②聴き取り、説明	
(2) 医療的ケアの申込、面談	②主治医意見書作成	← ①主治医意見書作成依頼 → ③医療的ケア申込	← ④面談	
(3) 受入れ可能性の検討			①意見聴取 ← ③受入れ可否通知	→ ← ②意見
(4) 入園申込		①入園申込	→	
(5) 利用調整	④医療的ケア指示書作成	← ③医療的ケア指示書作成依頼 → ⑤医療的ケア指示書提出	← ①入園選考 ← ②入園可否通知	
(6) 主治医面談			← ①面談	
(7) 医療的ケア実施通知書作成		③医療的ケア実施承諾書提出	← ①医療的ケア実施通知書作成 ← ②医療的ケア実施通知書説明	
(8) 保育所利用開始		①必要物品の提供	→	
(9) 医療的ケア児、保護者等に対するフォローアップ			← ①保育状況の情報共有	→

## (1) 入園相談

- ①本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。
- ②保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聴き取りを行います。
- ③医療的ケアの申込みに必要な書類の説明を行います。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内します。

## (2) 医療的ケアの申込、面談

- ①保護者から「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」、「主治医意見書（様式第2号）」、「重要事項確認票（様式第3号）」を提出してもらい申込を受け付けます。なお、「主治医意見書（様式第2号）」の費用は、保護者の負担とします。
- ②実施保育所で、保護者と医療的ケア児と面談を行い、医療的ケアの状況を確認します。

## (3) 受入れ可能性の検討

- ①集団保育が適切であるか及び受入れにおける安全管理等について、検討会議等に意見を求めます。
- ②受入れ可能な場合は、保護者に「医療的ケア内定通知書（様式第4号）」を送付します。
- ③受入れ困難な場合は、保護者に「医療的ケア保留通知書（様式第4号）」を送付し、検討会議等と連携し、他支援・サービスを検討します。

## (4) 入園申込

- ①保護者から「保育園入園申込書」、「保育園入園申込に必要な書類」を提出してもらい申込を受け付けます。

## (5) 利用調整

- ①「宇部市保育の実施選考基準表」に基づき選考を行います。
- ②入園決定の場合は、保護者に入園承諾通知書を送付します。  
保護者から主治医による「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出してもらいます。なお、「医療的ケア指示書（様式第5号）」の費用は、保護者の負担とします。
- ③入園保留の場合は、保護者に入園保留通知書等を送付し、検討会議等と連携し、他支援・サービスを検討します。

## (6) 主治医面談

- ①医療的ケアの実施に当たり、保護者の同意のもと同行受診するなどして、保育開始に向けて情報収集します。その際、必要に応じて医療的ケア指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医と面談を行います。

## (7) 医療的ケア実施通知書作成

- ①「医療的ケア指示書（様式第5号）」及び主治医面談に基づき、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」を作成します。
- ②実施保育所で、保護者に「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」の内容を説明し、「医療的ケア実施承諾書（様式第7号）」を提出してもらいます。

## (8) 保育所利用開始

- ①保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施保育所へ提供します。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ってもらいます。

## (9) 医療的ケア児、保護者等に対するフォローアップ

- ①保育の状況について、検討会議等と連携しながら、保育所や医療的ケア児、保護者等が情報共有します。

# 3 医療的ケア児の入園後の継続等について

## (1) 医療的ケアの継続審査について

- ①1年度単位で実施する医療的ケアの継続について、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、検討会議等に意見を求めます。
- ②検討会議等の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが可能であると認められた場合に、市は継続して保育を実施します。

## (2) 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- ①受入れ後の1年度単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア実施申込書（様式第1号）」、「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出してもらいます。
- ②集団保育の継続実施について、検討会議等に意見を求めます。
- ③市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施します。市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園

となります。

- ④医療的ケアが終了する場合は、健康診断受診票の提出、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となります。また、検討会議等に報告します。

## 4 実施保育所での受入れについて

### (1) 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行います。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置します。

### (2) 医療的ケアの安全実施体制について

- ①実施保育所は、「主治医意見書（様式第2号）」、「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、医療的ケアを実施します。医療的ケアに関する情報は、園長、保育士、看護師等職員間で共有します。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設管理者は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築します。

#### ②実施保育所関係者の役割

- (ア) 医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、園長、保育士、看護師等の職員、園医が連携・協働します。
- (イ) 園長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行います。
- (ウ) 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の医療的ケア児の健康状態を把握し、集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告します。
- (エ) 看護師は、保育士及び保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握します。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施します。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告します。
- (オ) 園医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められます。

#### ③衛生管理

- (ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行います。
- (イ) 医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理します。

#### ④文書管理

医療的ケアの実施に関する「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、「医療的ケア実施報告書（様式第8号）」等の書類は、実施保育所にて必要期間保管します。

### (3) 緊急時の対応

- ①実施保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施します。
- ②緊急時の対応は、実施保育所で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応します。
- ③実施保育所は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておきます。
- ④体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた園長の指示のもと、医療的ケア児の状況を主治医及び保護者に連絡し、救急車等にて病院に搬送します。

### (4) 職員の研修

医療的ケア児の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

## 5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取ります。

### (1) 医療的ケアについて

- ①あらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書（様式第2号）」、「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出する必要があること。また、市は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、市の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- ②保育所では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。また、看護師の不在等により、保育所での医療的ケアが実施できない場合があること。

### (2) ならし保育

医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、園と相談の上、定めること。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

### (3) 体調管理及び保育の利用中止等

- ①止むを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- ②登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- ③発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による医療的ケア児の引き取りをお願いすること。
- ④集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- ⑤実施保育所が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

### (4) 緊急時及び災害時の対応等

- ①緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- ②医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態と実施保育所が判断した場合、その他必要な場合には、病院等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に医療的ケア児を病院等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- ③栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者および主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- ④てんかん等の既往および疑いがある医療的ケア児の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理および保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。
- ⑤受け入れに際しての確認事項として、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。

### (5) 情報の共有等

- ①医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について検討会議等で共有すること。
- ②緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式第2号）」、「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を病院等に情報提供すること。
- ③医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の医療的ケア児の

保護者との間で共有する場合があること。

(6) その他

- ①「5 保護者の了承事項」のほか、市との間で取り決めた事項を順守すること。